

第百五十六回 参議院厚生労働委員会会議録第二十号

平成十五年六月九日(月曜日)
午後二時四十分開会

委員の異動

六月六日

辞任

小斉平敏文君
後藤 博子君
齊藤 滋宣君
段本 幸男君
山根 隆治君

補欠選任

伊達 忠一君
藤井 基之君
宮崎 秀樹君
鴻池 祥肇君
浅尾慶一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

金田 勝年君

武見 敬三君

中島 眞人君

浅尾慶一郎君

山本 孝史君

沢 たまさ君

委員

狩野 安君

斎藤 十朗君

中原 爽君

藤井 基之君

宮崎 秀樹君

森田 次夫君

朝日 俊弘君

今泉 昭君

谷 博之君

堀 利和君

風間 昶君

井上 美代君

小池 晃君

森 ゆうこ君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

厚生労働大臣

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

大脇 雅子君
西川きよし君

城島 正光君

坂口 力君

森田 次夫君

川邊 新君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(金田勝年君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

去る六日、段本幸男君、小斉平敏文君、後藤博子君、齊藤滋宣君及び山根隆治君が委員を辞任され、その補欠として鴻池祥肇君、伊達忠一君、藤井基之君、宮崎秀樹君及び浅尾慶一郎君が選任されました。

○委員長(金田勝年君) 理事の補欠選任についてお諮りをいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に浅尾慶一郎君を指名いたします。

○委員長(金田勝年君) 次に、労働基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明を申し上げます。

我が国の経済社会を取り巻く状況が大きく変化し、産業・雇用構造の変化が進んでいる中で、我が国の経済社会の活力を維持・向上させていくためには、労働者一人一人が主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大するとともに、働き方に応じた適正な労働条件を確保し、紛争の解決にも資するよう、労働契約や労働時間など働き方に係るルールを整備することが重要な課題となっております。

このため、労働契約や労働時間に係る制度について、多様な働き方に応じた実効あるものとするための見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、有期労働契約に関する見直しであります。

雇用形態の多様化が進展する中で、有期労働契約が労使双方にとって良好な雇用形態として活用されるようにしていくため、有期労働契約の契約期間の上限を一年から三年に延長するとともに、

高度の専門的な知識等を有する者や満六十歳以上の者については、その期間の上限を五年とすることとしております。

また、有期労働契約の締結時及び期間の満了時における労働者と使用者との間の紛争を未然に防止するため、厚生労働大臣が、使用者の講ずべき労働契約の期間の満了に係る通知に関する事項等についての基準を定めるとともに、使用者に対して必要な助言及び指導を行うことができることとしております。

第二に、解雇に係る規定の整備であります。

解雇をめぐる紛争が労働条件をめぐる紛争において大きな割合を占め、また増加している現状にかんがみ、このような紛争を防止し、その解決に資するため、使用者が解雇権を濫用した場合には無効となることを内容とする規定の整備を行うこととしております。

また、解雇を予告された労働者は、解雇前においても当該解雇の理由について証明書を請求できることとするほか、就業規則の必要記載事項に解雇の事由を含めることとしております。

第三に、裁量労働制の見直しであります。

裁量労働制が多様な働き方の選択肢の一つとして有効に機能するようにするため、企画業務型裁量労働制について、その導入の際の要件・手続を緩和するとともに、裁量労働制が働き過ぎにつながることをないよう、専門業務型裁量労働制においても、健康・福祉確保措置等の導入を必要とすることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げる次第でございます。

○委員長(金田勝年君) この際、本案の衆議院における修正部分につきまして、修正案提出者衆議院議員城島正光君から説明を聴取いたします。城島正光君。

○衆議院議員(城島正光君) 労働基準法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして御説明申し上げます。

第一に、解雇に係る規定については、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とするとのこと。

第二に、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、有期労働契約に係る規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を追加すること。

第三に、有期労働契約を締結した労働者は、一定の場合を除き、当該労働契約の期間の初日から一年を経過した日以後においてはいつでも退職することができる旨の規定を追加すること。

なお、この規定については、有期労働契約に係る規定について必要な措置が講じられるまでの間の措置とされており、具体的には第二として追加することとしている規定による検討とその結果に基づく措置として、この第三の規定の検討及び改正を行うまでの間の措置とするものであります。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(金田勝年君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

労働基準法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することにより御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後二時四十七分散会

六月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第二二四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二五号)(第二二六号)(第二二七号)(第二二八号)(第二二九号)(第二三〇号)

一、パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上(QOL)に関する請願(第二三二一号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二六五号)(第二二六六号)(第二二六七号)(第二二六八号)(第二二六九号)(第二二七〇号)(第二二七一号)(第二二七二号)(第二二七三号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第二二七四号)

一、患者負担の軽減に関する請願(第二二七五号)(第二二七六号)

一、保険による良い歯科医療に関する請願(第二二八六号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第二二九一号)

一、患者負担軽減に関する請願(第二二九二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する

請願(第二一九三号)(第二一九四号)

一、就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願(第二二〇四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二〇五号)(第二二〇六号)

一、総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願(第二二〇七号)(第二二〇八号)(第二二〇九号)(第二二一〇号)(第二二一一号)(第二二一二号)(第二二一三号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二一四号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第二二一七号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二三八号)(第二二三九号)(第二二四〇号)(第二二四一号)(第二二四二号)(第二二四三号)(第二二四四号)

一、総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願(第二二四五号)(第二二四六号)(第二二四七号)

一、医療改悪実施及び社会保障改悪反対、充実に係る請願(第二二四八号)

一、患者負担の軽減に関する請願(第二二四九号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第二二五九号)

一、総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願(第二二七〇号)

一、てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願(第二二七四号)(第二二七五号)(第二二七六号)(第二二七七号)(第二二七八号)(第二二七九号)

一、自立援助ホームの拡充、整備に関する請願(第二二八〇号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第二二八一号)

一、総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願(第二二八二号)(第二二八三号)(第二二八四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二八五号)(第二二八六号)(第二二八七号)

一、患者負担の軽減に関する請願(第二二八八号)

一、てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願(第二二八九号)

一、総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願(第二二九〇号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第二二九一号)(第二二九二号)

一、保険による良い歯科医療に関する請願(第二二九三号)

第二二二四号 平成十五年五月二十三日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡五ノ二一ノ五 六 大久保健次 外九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二二五号 平成十五年五月二十三日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 長崎県佐世保市早苗町五八〇ノ五 末永梓 外二百九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二二六号 平成十五年五月二十三日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県大津市大江三ノ一ノ一九 渡辺武 外二千一名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二二七号 平成十五年五月二十三日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

第二二二七号 平成十五年五月二十三日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

第二二二七号 平成十五年五月二十三日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

第二二二七号 平成十五年五月二十三日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 和歌山県海草郡野上町下佐々一七

三 山本紀子 外三千九百九十九名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二二八号 平成十五年五月二十三日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 広島市佐伯区美の里一ノ一ノ四

八ノ六 山室須美子 外九百九十九名

紹介議員 溝手 顕正君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二二九号 平成十五年五月二十三日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一

九ノ一 和田茉莉子 外九百九十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二三〇号 平成十五年五月二十三日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡師勝町熊之庄八

幡一八一 土居勝幸 外九百八十七名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二二二二号 平成十五年五月二十三日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 愛知県尾張旭市城山町三ツ池六、

一〇七ノ二七 岡田ウメ 外六百九十七名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第五四二二号と同じである。

第二二六五号 平成十五年五月二十六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八

久保見明 外千九百九十九名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二六六号 平成十五年五月二十六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県大津市黒津二ノ一ノ三

高橋文明 外九百九十九名

紹介議員 小林 温君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二六七号 平成十五年五月二十六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八

ノ五F 飯田君枝 外千九百九十九名

紹介議員 中島 眞人君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二六八号 平成十五年五月二十六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 大阪府堺市東浅香山町三丁一〇四

ノ三 松山深志 外二百九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二六九号 平成十五年五月二十六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 大阪府吹田市原町二ノ五四ノ一ノ

六〇七 伊吹由美子 外千九百九十九名

紹介議員 直嶋 正行君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

請願者 名古屋市中川区伏屋二ノ一、七〇

九 小山千ひろ 外九百九十九名

紹介議員 木保 佳丈君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二七一号 平成十五年五月二十六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 大阪府吹田市原町二ノ五四ノ一六

ノ二〇八 前谷一生 外二千九百九十九名

紹介議員 中原 爽君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二七二号 平成十五年五月二十六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中川区山根町一〇二細

井哲史 外九百九十九名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二七三号 平成十五年五月二十六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡安土町下豊浦五、〇

九六ノ五七 大谷晃昭 外千九百九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二七四号 平成十五年五月二十六日受理

社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 北海道増毛郡増毛町舎熊 佐藤克

行 外九百九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二七五号 平成十五年五月二十六日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 東京都国立市青柳三七五ノ五ノ二

〇二 武藤博 外二十四名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第二〇七二号と同じである。

第二二七六号 平成十五年五月二十六日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 東京都昭島市郷地町三ノ一〇ノ九

ノ二〇七 伊東好 外三十八名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二〇七二号と同じである。

第二二八六号 平成十五年五月二十六日受理

保険による良い歯科医療に関する請願

請願者 東京都立川市高松町一ノ二〇ノ一

三 寺本静夫 外四千五百七十二名

紹介議員 井上 美代君

歯科では「保険がきかない」「保険では十分な治療が受けられない」など保険で安心して治療が受けにくい状況が続いている。それは、国が歯科医療を重視し、医療保険で歯科医院に支払う医療費を低く抑えたり、保険のきく範囲を広げてこなかったことが原因である。また、歯科技工士や歯科衛生士の技術と労働も、正当に評価されていない。お金の心配をせず、保険で安心して歯科治療を受けられれば、虫歯や歯周病などを軽症のうちに治療でき、結果として医療費も軽減される。また、乳幼児の歯科治療は、手間と時間が掛かるため治療費も多く掛かり、窓口負担も高くなる。乳幼児の窓口負担の軽減は幼い子供を育てる親の共通の願いである。生涯にわたり健康で快適な生活を送るためには、乳幼児から高齢者までの一貫した歯科保健予防体制を確立し、病気の予防や早期発見、早期治療を行うことが大切である。

一、保険で良い歯科医療が受けられるよう保険のきく範囲を拡大し、歯科医療従事者の技術と労働を正当に評価すること。

二、成人を対象とした歯科健診を全市町村で毎年実施できるよう国が必要な予算措置を講ずること。

三、就学時までの乳幼児医療の窓口負担無料化を国の制度として実現すること。

第二一九一号 平成十五年五月二十七日受理
社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 北海道石狩市花川南一条五ノ二四
一 加藤治義 外九十九名
紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一九二号 平成十五年五月二十七日受理
患者負担軽減に関する請願

請願者 北海道函館市神山三ノ四一ノ二
松井清一 外三百十六名
紹介議員 紙 智子君

四月から現役サラリーマンと家族の負担が引き上げられ、「これではとても病院に掛かれない」という声があがっている。景気が悪化しているときこそ、経済再生のためにも国の責任で社会保障制度を充実させるべきである。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、四月一日に引き上げた健保本人などの三割負担を二割に戻すこと。

二、高齢者の患者負担を軽減すること。

三、国民健康保険の患者負担を二割に改善すること。

第二一九三号 平成十五年五月二十七日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八
ノ五F 市浦巧一郎 外九百九十九名
紹介議員 岸 宏一君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二一九四号 平成十五年五月二十七日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県川越市市場二、七九七ノ四
ノ二二〇 高橋淳子 外九百九十九名
紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二〇四号 平成十五年五月二十七日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願

請願者 鹿児島県阿久根市脇本一一、八一
三 洲上美代子 外七百二名
紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二二〇五号 平成十五年五月二十七日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県彦根市野田山町九〇一ノ一
六 奥村昌敬 外千九百九十九名
紹介議員 広野ただし君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二〇六号 平成十五年五月二十七日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八
小石原康泰 外千九百九十九名
紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二〇七号 平成十五年五月二十七日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

請願者 広島県福山市本庄町中四ノ六ノ二
六 石田彰子 外八百二十七名
紹介議員 朝日 俊弘君

我が国の肝炎ウィルスキャリア(持続感染者)は、B型で一四〇万人以上、C型で二〇〇万人以上と推定され、「第二の国民病」としてその克服は、大きな課題となっている。肝硬変・肝がんの死亡数は、年間四万五千人を超え、その九五%はB型とC型肝炎ウィルスが原因と言われ、予防対策は急務となっている。特に肝がんの八〇%以上を占めるC型肝炎は、自覚症状がないために感染に気付かない人も多く、発見されたときは手遅れになることもある。肝がんの予防対策は、肝炎ウィルス検査の拡充と受診率の向上に特段の周知徹底が必要であり、特定されたキャリアの健康管理と適切な治療体制を整備することが重要である。また、治療薬、治療法の開発を促進し、新たな医薬品、治療法の迅速な承認が必要である。患者が治療に専念できる医療費支援を包含した総合的な肝疾患対策の拡充を求める。

上と推定され、「第二の国民病」としてその克服は、大きな課題となっている。肝硬変・肝がんの死亡数は、年間四万五千人を超え、その九五%はB型とC型肝炎ウィルスが原因と言われ、予防対策は急務となっている。特に肝がんの八〇%以上を占めるC型肝炎は、自覚症状がないために感染に気付かない人も多く、発見されたときは手遅れになることもある。肝がんの予防対策は、肝炎ウィルス検査の拡充と受診率の向上に特段の周知徹底が必要であり、特定されたキャリアの健康管理と適切な治療体制を整備することが重要である。また、治療薬、治療法の開発を促進し、新たな医薬品、治療法の迅速な承認が必要である。患者が治療に専念できる医療費支援を包含した総合的な肝疾患対策の拡充を求める。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、平成一四年度から実施している肝炎ウィルス検査の受診率の向上を図るため、マスメディアを活用した政府広報等で周知徹底すること。

二、受診機会を拡充するため、企業や健保組合、人間ドック等で希望者全員が肝炎ウィルス検査を受けられるよう、勧奨すること。

三、ウィルス性肝疾患の治療薬、治療法の開発を促進させるための措置を講ずること。

四、肝硬変(代償期)へのインターフェロン治療、肝がんの治療に有効性が実証されているラジオ波焼灼療法に、健康保険を適用すること。

五、総合的な肝疾患対策として、医療費支援を包含した肝炎対策に関する法律を時限立法で制定するよう検討すること。

第二二〇八号 平成十五年五月二十七日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

請願者 京都市南区東九条西山王町一ノ四
吉上恵子 外八百十四名
紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二〇九号 平成十五年五月二十七日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

請願者 京都府長岡京市奥海印寺山田一七
ノ一六 武石時枝 外九百九十二名
紹介議員 西川きよし君

この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二一〇号 平成十五年五月二十七日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

請願者 千葉市若葉区都賀三ノ八ノ九 安藤秋枝 外八百一十一名
紹介議員 今泉 昭君

この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二一一号 平成十五年五月二十七日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

請願者 札幌市白石区北郷四九ノ二ノ四
袴田竜 外七百九十九名
紹介議員 伊達 忠一君

この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二一二号 平成十五年五月二十七日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

請願者 東京都豊島区巣鴨三ノ三〇ノ八ノ八〇四 天野秀雄 外八百二十九名
紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二二三号 平成十五年五月二十七日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町一ノ四二二ノ四 羽田邦夫 外六百三十八名
紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二二四号 平成十五年五月二十七日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県本庄市西富田七九八ノ三
新井美雄 外七九百九十八名
紹介議員 藤井 俊男君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二三三七号 平成十五年五月二十八日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願
請願者 札幌市手稲区手稲本町五条四ノ九
ノ一 蒲生吉見 外九百九十九名
紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三三八号 平成十五年五月二十八日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八
田中愛子 外九百九十九名
紹介議員 岸 宏一君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二三三九号 平成十五年五月二十八日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 広島市中区本川町一ノ一ノ二四ノ
四〇三 佐倉敏美 外九百九十九名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二四〇号 平成十五年五月二十八日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八
ノ五F 立岡暁 外千九百九十九名
紹介議員 若林 正俊君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二四一号 平成十五年五月二十八日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 和歌山市岩橋六四三 本村和己
外九百九十九名

紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二四二号 平成十五年五月二十八日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 神戸市須磨区東町三ノ二ノ一六
山本真由美 外千九百九十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二四三号 平成十五年五月二十八日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 大阪府守口市金田町五ノ一六ノ三
四 花木登志夫 外九百九十九名
紹介議員 山本 香苗君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二四四号 平成十五年五月二十八日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 広島市南区元宇品町二ノ一六
古城門淳子 外千九百九十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二四五号 平成十五年五月二十八日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 東京都練馬区桜台二ノ二六ノ五
山田光子 外七百九十五名
紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二四六号 平成十五年五月二十八日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 北海道函館市日吉町二ノ二八ノ五
上原容子 外七百九十九名
紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二四七号 平成十五年五月二十八日受理
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 兵庫県三木市志染町東自由が丘三
ノ三三〇 岩崎洋子 外八百十名
紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二四八号 平成十五年五月二十八日受理
医療改悪実施及び社会保障改悪反対、充実に関する請願
請願者 京都市中京区西ノ京池ノ内町二二
今井豊子 外三百四十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第二二四九号 平成十五年五月二十八日受理
患者負担の軽減に関する請願
請願者 東京都立川市上砂町二ノ二〇ノ三
鈴木ゆき子 外百十四名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二五〇号 平成十五年五月二十八日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願
請願者 東京都東大和市上北台二ノ八八〇
ノ五ノ五〇三 岡澤立夫 外二百
三十一名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二五〇号 平成十五年五月二十八日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 愛知県海部郡甚目寺町甚目寺松山
五九 金子久司 外八百七名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二七四号 平成十五年五月二十九日受理
てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願

請願者 岩手県宮古市田の神一ノ四ノ八ノ
二〇六 佐々木創 外五千四百六
十九名
紹介議員 朝日 俊弘君
てんかんを持つ人は、全国で一〇〇万人もいる
と言われている。しかし、医療と福祉の環境は貧
弱である。発作がなくなり、安心して働き生活で
きることを願っているが、多くの人が思春期まで
に発病することから、就職、結婚など青年期の重
要な時期をを抱えながらの生活となる。てん
かんを持つ人の六割が在宅していると言われる。
については、社会参加をしやすくするため、次の
事項について実現を図りたい。

一、国立病院等の独立行政法人移行後、非採算性
などを理由にてんかん医療が打ち切りや縮小の対
象とならないような措置を採ること。てんかん
などの専門的医療を対象とする補助制度を創設
すること。

二、都道府県単位に少なくとも一か所は成人から
子供までが受診できる包括的なてんかん専門医
療機関を整備すること。

三、公共輸送機関での運賃割引実現のために国の
補助制度を創設すること。

四、第三種・第四種郵便を福祉制度として法制化
し、公社移行しても存続させ、その料金につい
ては国会同意とすること。

五、てんかんの相談事業を日本てんかん協会に委
託すること。

六、障害者雇用率の適用をすること。また、てん
かんを持つ人が安心して働ける特例子会社とし
てのモデル工場又は福祉工場をつくること。

七、障害種別の福祉法でなく、総合的な福祉法を
制定すること。当面、障害者基本法にてんかん
を含むことを明記すること。

第二二七五号 平成十五年五月二十九日受理
てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願

請願者 名古屋市長東区高岡町一三七ノ二
C 橋本真奈美 外八千七百六名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第二二七四号と同じである。

第二二七六号 平成十五年五月二十九日受理
てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願
請願者 山口県徳山市須々万本郷四四一ノ
二 内田政枝 外七千八百八十八名
紹介議員 今泉 昭君
この請願の趣旨は、第二二七四号と同じである。

第二二七七号 平成十五年五月二十九日受理
てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願
請願者 三重県津市新町三ノ六ノ三一 岡
田康之 外一万二千二十四名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第二二七四号と同じである。

第二二七八号 平成十五年五月二十九日受理
てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願
請願者 栃木県鹿沼市緑町一ノ九ノ四 大
塚秀子 外九千七百七十名
紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第二二七四号と同じである。

第二二七九号 平成十五年五月二十九日受理
てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願
請願者 札幌市東区北十四条東一〇ノ三ノ
一〇ノ二〇一 田中大介 外四千
九百七十名
紹介議員 沢 たまき君
この請願の趣旨は、第二二七四号と同じである。

第二二八〇号 平成十五年五月二十九日受理
てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願
請願者 北海道檜山郡上ノ国町字中須田九
〇七ノ二 久末善市 外九十九名
紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二八一号 平成十五年五月二十九日受理
てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願
請願者 北海道檜山郡上ノ国町字中須田九
〇七ノ二 久末善市 外九十九名
紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二八二号 平成十五年五月二十九日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 埼玉県川口市元郷一ノ一七ノ三ノ
一、〇〇六 追田孝子 外八百九
名
紹介議員 南野知恵子君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二八三号 平成十五年五月二十九日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 東京都町田市つくし野一ノ二二ノ
二九 高山佳子 外八百二十九名
紹介議員 中島 眞人君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二八四号 平成十五年五月二十九日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 東京都江東区扇橋一ノ二ノ九ノ四
〇五 丹野光江 外七百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二八五号 平成十五年五月二十九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 東京都町田市大蔵町一二二 阿部
順子 外九百九十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二八六号 平成十五年五月二十九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 岐阜県恵那市大井町一、七六三ノ
一四 春日井厚 外千九百九十九
名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二八七号 平成十五年五月二十九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県彦根市野田山町九〇一ノ一
六 奥村菜津子 外九百九十九名
紹介議員 田浦 直君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二二八八号 平成十五年五月二十九日受理
患者負担の軽減に関する請願
請願者 東京都日野市日野七、七七三 山
本淳三郎 外二十四名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二二八九号 平成十五年五月二十九日受理
てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願
請願者 富山市月見町五ノ二ノ四二 上野
勇気 外六千五百九十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二二七四号と同じである。

第二三〇九号 平成十五年五月二十九日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 東京都町田市高ヶ坂一、七九二ノ
Cノ二四七 仲摩モト子 外八百
十九名
紹介議員 宮崎 秀樹君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二三一〇号 平成十五年五月二十九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一
九ノ一 丹村敬子 外千九百九十九
名
紹介議員 後藤 博子君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二三一一号 平成十五年五月二十九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県坂田郡米原町中多良六一三
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二三一二号 平成十五年五月二十九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県坂田郡米原町中多良六一三
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二三一二号 平成十五年五月二十九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県坂田郡米原町中多良六一三
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二三一二号 平成十五年五月二十九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県坂田郡米原町中多良六一三
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二三一二号 平成十五年五月二十九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県坂田郡米原町中多良六一三
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

ノ一ノ四〇二 出川神吾 外千九百九十九名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三三二二号 平成十五年五月二十九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県大津市雄琴北二ノ五ノ一三
ノ二〇五 中野孝子 外九百九十九名
紹介議員 入澤 肇君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三三三二二号 平成十五年五月二十九日受理
保険による良い歯科医療に関する請願
請願者 岩手県盛岡市三本柳一ノ五ノ二
佐々木恵子 外千二百七十九名
紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法の一部を改正する法律案
労働基準法の一部を改正する法律案

第十四条の見出しを「契約期間等」に改め、同条中「一年を三年」に、「三年を五年」に改め、同条第一号中新商品、新役務若しくは新技術の開発又は科学に関する研究に必要な」を削り、「この条を」をこの号に改め、「当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、及び新たに」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「前二」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の二項を加える。

厚生労働大臣は、期間の定めのある労働契約

の締結時及び当該労働契約の期間の満了時において労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止するため、使用者が講ずべき労働契約の期間の満了に係る通知に関する事項その他必要な事項についての基準を定めることができる。
行政官庁は、前項の基準に関し、期間の定めのある労働契約を締結する使用者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。
第十八条の次に次の一条を加える。

(解雇)

第十八条の二 使用者は、この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制限されている場合を除き、労働者を解雇することができる。ただし、その解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。
第二十二條の見出しを「退職時等の証明」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「予め」を「あらかじめ」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

労働者が、第二十條第一項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇の予告がされた日以後に労働者が当該解雇以外の事由により退職した場合においては、使用者は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

第三十八條の三第一項を次のように改める。
使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、労働者を第一号に掲げる業務に就かせた

ときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、第二号に掲げる時間労働したものとみなす。

一 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものであるとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務(以下この条において「対象業務」という。)

二 対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間

三 対象業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと。

四 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。

五 対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。

六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第三十八條の四第一項中「事業運営上の重要な決定が行われる事業場において、」を削り、「設置された場合」を「設置された事業場」に、「全員の合意を」を「五分の四以上の多数による議決」に改め、同条第二項第一号中「指名され、かつ、厚生労働省令で定めるところにより当該事業場の労働者の過半数の信任を得ている」を「指名されている」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「その他の厚生労働省令で定める事項」を削り、同条第五項中「全員の合意を」を「五分の四以上の多数による議決」に改める。

第七十條中「第十四條」を「第十四條第一項」に改

める。

第八十九條第三号中「事項」の下に「(解雇の事由を含む。)」を加える。

第一百九條第一号中「第二十二條第三項」を「第二十二條第四項」に改める。

第二百二十條第一号中「第二十二條第一項若しくは第二項」を「第二十二條第一項から第三項まで」に改める。

附則に次の一条を加える。

第三百三十七條 期間の定めのある労働契約(一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、その期間が一年を超えるものに限る。)を締結した労働者(第十四條第一項各号に規定する労働者を除く。)は、労働基準法の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第三條に規定する措置が講じられるまでの間、民法第六百二十八條の規定にかかわらず、当該労働契約の期間の初日から一年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法第十四條の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方公務員法の一部改正)

第三條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號)の一部を次のように改正する。

第五十八條第三項中「第二條、」を「第二條、第十四條第二項及び第三項、第十八條の二、」に、「及び第百二條」を「並びに第百二條」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第四條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二號)の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「地方公務員災害補償法

(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る、第五十八条第三項中労働基準法を「同条第三項中労働基準法第十四条第二項及び第三項並びに第十八条の二に係る部分並びに同法」に改め、「係る部分」の下に「(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。)」を加える。
(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第五^六条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「全員の合意」を「五分の四以上の多数による議決」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。